

建設工事登録業者 各位

福井市 工事・会計管理部 技術管理課長

工事及び業務委託関係書類の押印義務付け廃止について

本市が発注する工事及び業務委託において、行政手続の簡素化を推進し、受注者の利便性向上を図るため、関係書類の押印義務付け廃止について下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1 押印義務を廃止する範囲及び様式

- ・今回は、現場代理人、管理技術者、監督職員等の私印の押印について義務付け廃止を行う。
- ・受注者印又は発注者印が必要な書類については従来どおり押印が必要とする。
- ・押印義務を廃止する様式は、別紙1「押印義務を廃止する様式一覧」のとおりとする。

2 共通仕様書等の改正

(1) 共通仕様書の改正

以下の共通仕様書について、別紙2「共通仕様書 新旧対照表」のとおり運用する。

- ・福井市土木工事共通仕様書
- ・測量業務共通仕様書、地質調査業務共通仕様書、福井市土木設計業務等共通仕様書

(2) 様式の改正

以下の要領中の様式を改正する。

- ・福井市工事施工管理資料作成要領
- ・福井市土木設計業務等管理資料作成要領

また、電子媒体納品書について、印マークを削除する。

3 運用方法

別紙3「押印義務の廃止に係る書類の運用方法」のとおり。

4 留意点

押印しないことを強制するものではないため、押印された書類も従来どおり受け付ける。

5 適用日

令和3年4月1日以降に適用する（契約済の工事及び業務委託を含む）。